

<p style="text-align: center;"><b>中华人民共和国国家发展和改革委员会令 第11号</b></p> <p>《企业境外投资管理办法》已经国家发展和改革委员会主任办公会议审议通过，现予公布，自2018年3月1日起施行。</p> <p style="text-align: right;">主任：何立峰 2017年12月26日</p> <p style="text-align: center;"><b>企业境外投资管理办法</b></p> <p style="text-align: center;">第一章 总则</p> <p>第一条 为加强境外投资宏观指导，优化境外投资综合服务，完善境外投资全程监管，促进境外投资持续健康发展，维护我国国家利益和国家安全，根据《中华人民共和国行政许可法》《国务院关于投资体制改革的决定》《国务院对确需保留的行政审批项目设定行政许可的决定》等法律法规，制定本办法。</p> <p>第二条 本办法所称境外投资，是指中华人民共和国境内企业（以下称“投资主体”）直接或通过其控制的境外企业，以投入资产、权益或提供融资、担保等方式，获得境外所有权、控制权、经营管理权及其他相关权益的投资活动。</p> <p>前款所称投资活动，主要包括但不限于下列情形：</p> <p>（一）获得境外土地所有权、使用权等权益；</p> <p>（二）获得境外自然资源勘探、开发特许经营权等权益；</p> <p>（三）获得境外基础设施所有权、经营管理权等权益；</p> <p>（四）获得境外企业或资产所有权、经营管理权等权益；</p> <p>（五）新建或改扩建境外固定资产；</p> <p>（六）新建境外企业或向既有境外企业增加投资；</p> <p>（七）新设或参股境外股权投资基金；</p> <p>（八）通过协议、信托等方式控制境外企业或资产。</p>	<p style="text-align: center;"><b>中華人民共和國國家發展改革委員會令 第 11 号</b></p> <p>《企業國外投資管理弁法》は、すでに国家發展改革委員會主任事務會議の審議を通過したため、ここに公布し、2018年3月1日より施行する。</p> <p style="text-align: right;">主任：何立峰 2017年12月26日</p> <p style="text-align: center;"><b>企業國外投資管理弁法</b></p> <p style="text-align: center;">第一章 総則</p> <p>第一条 国外投資マクロ指導を強化し、国外投資総合サービスを最適化し、国外投資の全過程監督管理を完備し、国外投資の持続的かつ健全な発展を促進し、我が国の国家利益および国家安全を維持するため、《中華人民共和國行政許可法》《國務院：投資体制改革に関する決定》《確かに保留する必要がある行政審査批准プロジェクトに対する行政許可設定に関する國務院の決定》などの法律・法規に基づき、本弁法を制定する。</p> <p>第二条 本弁法でいう国外投資とは、中華人民共和國の国内企業（以下「投資主体」）が直接あるいはその支配する国外企業を通じて資産・権益投入あるいは融資・担保提供などの方式により、国外の所有権・支配権・経営管理権およびその他の関連権益を獲得する投資活動を指す。</p> <p>前款でいう投資活動は、主に下記の状況を含むがこれに限らない：</p> <p>（一）国外の土地所有権・使用権などの権益を獲得する；</p> <p>（二）国外の自然資源探査・開発セッションなどの権益を獲得する；</p> <p>（三）国外のインフラ所有権・経営管理権などの権益を獲得する；</p> <p>（四）国外の企業あるいは資産所有権・経営管理権などの権益を獲得する；</p> <p>（五）国外の固定資産を新規建設あるいは改造・拡大する</p> <p>（六）国外企業を新設あるいは既存の国外企業に増資する；</p> <p>（七）国外持分投資ファンドを新設あるいは資本参加する；</p> <p>（八）協議・信託などの方式を通じて国外の企業あるいは資産を支配する。</p>
--	--

<p>本办法所称企业，包括各种类型的非金融企业和金融企业。</p> <p>本办法所称控制，是指直接或间接拥有企业半数以上表决权，或虽不拥有半数以上表决权，但能够支配企业的经营、财务、人事、技术等重要事项。</p> <p>第三条 投资主体依法享有境外投资自主权，自主决策、自担风险。</p> <p>第四条 投资主体开展境外投资，应当履行境外投资项目（以下称“项目”）核准、备案等手续，报告有关信息，配合监督检查。</p> <p>第五条 投资主体开展境外投资，不得违反我国法律法规，不得威胁或损害我国国家利益和国家安全。</p> <p>第六条 国家发展和改革委员会（以下称“国家发展改革委”）在国务院规定的职责范围内，履行境外投资主管部门职责，根据维护我国国家利益和国家安全的需要，对境外投资进行宏观指导、综合服务和全程监管。</p> <p>第七条 国家发展改革委建立境外投资管理和服务网络系统（以下称“网络系统”）。投资主体可以通过网络系统履行核准和备案手续、报告有关信息；涉及国家秘密或不适宜使用网络系统的事项，投资主体可以另行使用纸质材料提交。网络系统操作指南由国家发展改革委发布。</p> <p>第二章 境外投资指导和服务</p> <p>第八条 投资主体可以就境外投资向国家发展改革委咨询政策和信息、反映情况和问题、提出意见和建议。</p> <p>第九条 国家发展改革委在国务院规定</p>	<p>本弁法でいう企業は、各種類型の非金融企業および金融企業を含む。</p> <p>本弁法でいう支配とは、直接あるいは間接的に企業の半数以上の議決権を有する、あるいは半数以上の議決権を有さないが、企業の経営・財務・人事・技術などの重要事項が支配可能であることを指す。</p> <p>第三条 投資主体は、法に基づき国外投資の自主権を有し、自主的に意思決定を行い、リスクを自己負担する。</p> <p>第四条 投資主体が行う国外投資は、国外投資プロジェクト（以下「プロジェクト」）の批准・備案などの手続を履行し、関連情報を報告し、監督検査へ協力しなければならない。</p> <p>第五条 投資主体が行う国外投資は、我が国の法律・法規に違反してはならず、我が国の国家利益および国家安全を脅かすあるいは損ねてはならない。</p> <p>第六条 国家發展改革委員会（以下「国家發展改革委」）は、國務院が規定する職責の範囲内において、国外投資主管部門の職責を履行し、我が国の国家利益および国家安全維持の必要性に基づき、国外投資に対してマクロ指導・総合サービスおよび全過程監督管理を行う。</p> <p>第七条 国家發展改革委は、国外投資管理およびサービスネットワークシステム（以下「ネットワークシステム」）を構築する。投資主体は、ネットワークシステムを通じて認可および備案手続を行い、関連情報を報告することができる；国家機密に関わるあるいはネットワークシステムの使用に適さない事項について、投資主体は別途紙ベースの資料を使用して提出することができる。ネットワークシステムのオペレーションガイドは、国家發展改革委が公布する。</p> <p>第二章 国外投資の指導およびサービス</p> <p>第八条 投資主体は、国外投資について国家發展改革委に政策および情報を照会し、状況および問題を報告し、意見および提案を提出することができる。</p> <p>第九条 国家發展改革委は、國務院が規</p>
---	--

的职责范围内，会同有关部门根据国民经济和社会发展需要制定完善相关领域专项规划及产业政策，为投资主体开展境外投资提供宏观指导。

第十条 国家发展改革委在国务院规定的职责范围内，会同有关部门加强国际投资形势分析，发布境外投资有关数据、情况等信息，为投资主体提供信息服务。

第十一条 国家发展改革委在国务院规定的职责范围内，会同有关部门参与国际投资规则制定，建立健全投资合作机制，加强政策交流和协调，推动有关国家和地区为我国企业开展投资提供公平环境。

第十二条 国家发展改革委在国务院规定的职责范围内，推动海外利益安全保护体系和能力建设，指导投资主体防范和应对重大风险，维护我国企业合法权益。

### 第三章 境外投资项目核准和备案

#### 第一节 核准、备案的范围

第十三条 实行核准管理的范围是投资主体直接或通过其控制的境外企业开展的敏感类项目。核准机关是国家发展改革委。

本办法所称敏感类项目包括：

- (一) 涉及敏感国家和地区的项目；
- (二) 涉及敏感行业的项目。

本办法所称敏感国家和地区包括：

- (一) 与我国未建交的国家和地区；
- (二) 发生战争、内乱的国家和地区；
- (三) 根据我国缔结或参加的国际条约、协定等，需要限制企业对其投资的国家和地区；
- (四) 其他敏感国家和地区。

定する職責の範囲内において、関連部門と共同で国民経済および社会発展ニーズに基づき関連分野の特別計画および産業政策を制定・完備し、投資主体が行う国外投資にマクロ指導を提供する。

第十条 国家发展改革委は、国务院が規定する職責の範囲内において、関連部門と共同で国際投資情勢の分析を強化し、国外投資に関するデータ・状況などの情報を発表し、投資主体に情報サービスを提供する。

第十一条 国家发展改革委は、国务院が規定する職責の範囲内において、関連部門と共同で国際投資規則の制定に参加し、健全な投資提携メカニズムを構築し、政策の交流および協調を強化し、関連国家および地区が我が国の企業の行う投資に公平なビジネス環境を提供するよう推進する。

第十二条 国家发展改革委は、国务院が規定する職責の範囲内において、国外利益安全保護体系および能力の構築を推進し、投資主体が重大リスクを防止および対応するよう指導し、我が国の企業の合法的權益を保護する。

### 第三章 国外投資プロジェクトの認可および備案

#### 第一節 認可・備案の範囲

第十三条 認可管理を実行する範囲は、投資主体が直接あるいはその支配する国外企業を通じて行うセンシティブ類プロジェクトとする。認可機関は、国家发展改革委とする。

本弁法でいうセンシティブ類プロジェクトは以下を含む：

- (一) センシティブ国家および地区に関わるプロジェクト；
- (二) センシティブ業種に関わるプロジェクト。

本弁法でいうセンシティブ国家および地区は以下を含む：

- (一) 我が国と国交を樹立していない国家および地区；
- (二) 戦争・内乱の発生している国家および地区；
- (三) 我が国が締結あるいは参加する国際条約・協定などに基づき、企業の投資を制限する必要がある国家および地区；
- (四) その他のセンシティブ国家および地区。

<p>本办法所称敏感行业包括：</p> <p>（一）武器装备的研制生产维修；</p> <p>（二）跨境水资源开发利用；</p> <p>（三）新闻传媒；</p> <p>（四）根据我国法律法规和有关调控政策，需要限制企业境外投资的行业。</p> <p>敏感行业目录由国家发展改革委发布。</p> <p>第十四条 实行备案管理的范围是投资主体直接开展的非敏感类项目，也即涉及投资主体直接投入资产、权益或提供融资、担保的非敏感类项目。</p> <p>实行备案管理的项目中，投资主体是中央管理企业（含中央管理金融企业、国务院或国务院所属机构直接管理的企业，下同）的，备案机关是国家发展改革委；投资主体是地方企业，且中方投资额3亿美元及以上的，备案机关是国家发展改革委；投资主体是地方企业，且中方投资额3亿美元以下的，备案机关是投资主体注册地的省级政府发展改革部门。</p> <p>本办法所称非敏感类项目，是指不涉及敏感国家和地区且不涉及敏感行业的项目。</p> <p>本办法所称中方投资额，是指投资主体直接以及通过其控制的境外企业为项目投入的货币、证券、实物、技术、知识产权、股权、债权等资产、权益以及提供融资、担保的总额。</p> <p>本办法所称省级政府发展改革部门，包括各省、自治区、直辖市及计划单列市人民政府发展改革部门和新疆生产建设兵团发展改革部门。</p> <p>第十五条 投资主体可以向核准、备案机关咨询拟开展的项目是否属于核准、备案范围，核准、备案机关应当及时予以告知。</p>	<p>地区。</p> <p>本弁法でいうセンシティブ業種は以下を含む：</p> <p>（一）武器裝備の研究・製造・生産・メンテナンス；</p> <p>（二）クロスボーダー水資源の開発・利用；</p> <p>（三）報道・メディア；</p> <p>（四）我が国の法律・法規および関連調整コントロール政策に基づき、企業の国外投資を制限する必要のある業種。</p> <p>センシティブ業種目録は、国家發展改革委が公布する。</p> <p>第十四条 備案管理を実行する範囲は、投資主体が直接行う非センシティブ類プロジェクトであり、つまり投資主体の直接の資産・権益投入あるいは融資・担保提供に関わる非センシティブ類プロジェクトである。</p> <p>備案管理を実行するプロジェクトにおいて、投資主体が中央管理企業（中央管理金融機関・国务院あるいは国务院所属機構が直接管理する企業を含む、以下同様）である場合、備案機関は国家發展改革委とする；投資主体が地方企業、かつ中国当事者の投資額が3億米ドルおよびそれ以上の場合、備案機関は国家發展改革委とする；投資主体が地方企業、かつ中国当事者の投資額が3億米ドル以下の場合、備案機関は投資主体の登記地の省級政府發展改革部門とする。</p> <p>本弁法でいう非センシティブ類プロジェクトとは、センシティブ国家および地区に関わらず、かつセンシティブ業種にも関わらないプロジェクトを指す。</p> <p>本弁法でいう中国当事者の投資額とは、投資主体が直接あるいはその支配する国外企業を通じてプロジェクトのために通貨・証券・実物・技術・知的財産権・持分・債権などの資産・権益を投入および融資・担保を提供する総額を指す。</p> <p>本弁法でいう省級政府發展改革部門は、各省・自治区・直辖市および計画単列市人民政府發展改革部門および新疆生產建設兵団發展改革部門を含む。</p> <p>第十五条 投資主体は認可・備案機関に実施予定のプロジェクトが認可・備案の範囲に属するか否かを照会することができ、認可・備案機関は適時告知しなければなら</p>
--	--

<p>第十六条 两个以上投资主体共同开展的项目，应当由投资额较大一方在征求其他投资方书面同意后提出核准、备案申请。如各方投资额相等，应当协商一致后由其中一方提出核准、备案申请。</p> <p>第十七条 对项目所需前期费用（包括履约保证金、保函手续费、中介服务费、资源勘探费等）规模较大的，投资主体可以参照本办法第十三条、第十四条规定对项目前期费用提出核准、备案申请。经核准或备案的项目前期费用计入项目中方投资额。</p> <p>第二节 核准的程序和时限</p> <p>第十八条 实行核准管理的项目，投资主体应当通过网络系统向核准机关提交项目申请报告并附具有关文件。其中，投资主体是中央管理企业的，由其集团公司或总公司向核准机关提交；投资主体是地方企业的，由其直接向核准机关提交。</p> <p>第十九条 项目申请报告应当包括以下内容：</p> <p>（一）投资主体情况；</p> <p>（二）项目情况，包括项目名称、投资目的地、主要内容和规模、中方投资额等；</p> <p>（三）项目对我国国家利益和国家安全的分析；</p> <p>（四）投资主体关于项目真实性的声明。</p> <p>项目申请报告的通用文本以及应当附具的文件（以下称“附件”）清单由国家发展改革委发布。</p> <p>第二十条 项目申请报告可以由投资主体自行编写，也可以由投资主体自主委托具有相关经验和能力的中介服务机构编写。</p>	<p>ない。</p> <p>第十六条 二つ以上の投資主体が共同で行うプロジェクトは、投資額が比較して高い一方がその他投資者に書面による同意を徴求した後、認可・備案申請を提出しなければならない。各主体の投資額が同一の場合、協議による一致を経て、このうちの一方が認可・備案申請を提出しなければならない。</p> <p>第十七条 プロジェクトに必要な初期費用（履行保証金・保証状の手續費用・仲介サービス料・資源探査費用など）の規模が比較的大きい場合、投資主体は本法第十三条・第十四条の規定を参照してプロジェクト初期費用に対して認可・備案申請を提出することができる。認可あるいは備案を経たプロジェクトの初期費用はプロジェクトの中国当事者の投資額に算入する。</p> <p>第二節 認可の手順および期限</p> <p>第十八条 認可管理を実行するプロジェクトについて、投資主体はネットワークシステムを通じて認可機関にプロジェクト申請報告を提出し、併せて関連文書を添付しなければならない。このうち、投資主体が中央管理企業である場合、その集团公司あるいは総会社が認可機関に提出する；投資主体が地方企業である場合、直接認可機関に提出する。</p> <p>第十九条 プロジェクト申請報告は、以下の内容を含まなければならない：</p> <p>（一）投資主体の状況；</p> <p>（二）プロジェクトの状況、これにはプロジェクトの名称・投資目的地・主な内容および規模・中国側の投資額などを含む；</p> <p>（三）プロジェクトの我が国の国家利益および国家安全に対する影響の分析；</p> <p>（四）投資主体のプロジェクトの真实性に関する声明。</p> <p>プロジェクト申請報告の共通文面および添付すべき文書（以下「添付文書」）リストは国家发展改革委が公布する。</p> <p>第二十条 プロジェクト申請報告は、投資主体が自ら作成することも、投資主体が自ら委託した関連する経験および能力を有する仲介サービス機構が作成することもできる。</p>
--	--

第二十一条 项目申请报告和附件齐全、符合法定形式的，核准机关应当予以受理。

项目申请报告或附件不齐全、不符合法定形式的，核准机关应当在收到项目申请报告之日起5个工作日内一次性告知投资主体需要补正的内容。逾期不告知的，自收到项目申请报告之日起即为受理。

核准机关受理或不予受理项目申请报告，都应当通过网络系统告知投资主体。投资主体需要受理或不予受理凭证的，可以通过网络系统自行打印或要求核准机关出具。

第二十二条 项目涉及有关部门职责的，核准机关应当商请有关部门在7个工作日内出具书面审查意见。有关部门逾期没有反馈书面审查意见的，视为同意。

第二十三条 核准机关在受理项目申请报告后，如确有必要，应当在4个工作日内委托咨询机构进行评估。除项目情况复杂的，评估时限不得超过30个工作日。项目情况复杂的，经核准机关同意，可以延长评估时限，但延长的时限不得超过60个工作日。

核准机关应当将咨询机构进行评估所需的时间告知投资主体。

接受委托的咨询机构应当在规定时限内提出评估报告，并对评估结论承担责任。

评估费用由核准机关承担，咨询机构及其工作人员不得收取投资主体任何费用。

第二十四条 核准机关可以结合有关单

第二十一条 プロジェクト申請報告および添付文書が完全・法定形式に合致している場合、認可機関は受理しなければならない。

プロジェクト申請報告あるいは添付文書が完全でない・法定形式に合致していない場合、認可機関はプロジェクト申請報告の受領日より5営業日以内に投資主体に補正が必要な内容を一度に告知しなければならない。期限を過ぎて知らせていない場合、プロジェクト申請報告の受領日に受理したものとす。

認可機関がプロジェクト申請報告を受理するあるいは受理しない場合、いずれもネットワークシステムを通じて投資主体に告知しなければならない。投資主体が受理あるいは不受理の証憑が必要な場合、ネットワークシステムを通じて自ら印刷あるいは認可機関に発行を要求することができる。

第二十二条 プロジェクトが関連部門の職責に関わる場合、認可機関は関連部門と協議し、7営業日以内に書面にて審査意見の発行を要請しなければならない。関連部門が期限を過ぎて書面の審査意見にフィードバックしない場合、同意したものと見做す。

第二十三条 認可機関はプロジェクト申請報告の受理後、確かに必要がある場合、4営業日以内にコンサルティング機関に評価を行うよう委託しなければならない。プロジェクトの状況が複雑な場合を除き、評価期限は30営業日を超過してはならない。プロジェクトの状況が複雑な場合、認可機関の同意を経て、評価期限を延長することができるが、延長期限は60営業日を超過してはならない。

認可機関は、コンサルティング機関による評価実施に必要な時間を投資主体に告知しなければならない。

委託を受けたコンサルティング機関は、規定の期限内に評価報告を提出し、併せて評価の結論に対して責任を負わなければならない。

評価費用は認可機関が負担し、コンサルティング機関およびその職員は、投資主体からいかなる費用も受け取ってはならない。

第二十四条 認可機関は、関連単位の意

位意見、评估意见等，建议投资主体对项目申请报告有关内容进行调整，或要求投资主体对有关情况或材料作进一步澄清、补充。

第二十五条 核准机关应当在受理项目申请报告后20个工作日内作出是否予以核准的决定。项目情况复杂或需要征求有关单位意见的，经核准机关负责人批准，可以延长核准时限，但延长的核准时限不得超过10个工作日，并应当将延长时限的理由告知投资主体。

前款规定的核准时限，包括征求有关单位意见的时间，不包括咨询机构评估的时间。

第二十六条 核准机关对项目予以核准的条件为：

- (一) 不违反我国法律法规；
- (二) 不违反我国有关发展规划、宏观调控政策、产业政策和对外开放政策；
- (三) 不违反我国缔结或参加的国际条约、协定；
- (四) 不威胁、不损害我国国家利益和国家安全。

第二十七条 对符合核准条件的项目，核准机关应当予以核准，并向投资主体出具书面核准文件。

对不符合核准条件的项目，核准机关应当出具不予核准书面通知，并说明不予核准的理由。

第二十八条 项目违反有关法律法规、违反有关规划或政策、违反有关国际条约或协定、威胁或损害我国国家利益和国家安全的，核准机关可以不经过程征求意见、委托评估等程序，直接作出不予核准的决定。

### 第三节 备案的程序和时限

第二十九条 实行备案管理的项目，投资主体应当通过网络系统向备案机关提交项目

見・評価意見などを統合し、投資主体にプロジェクト申請報告の関連内容に対して調整するよう助言、あるいは投資主体に関連状況あるいは資料に対してさらに整理・補充するよう要求することができる。

第二十五条 認可機関は、プロジェクト申請報告の受理後20営業日以内に認可するか否かの決定を下さなければならない。プロジェクトの状況が複雑あるいは関連単位から意見を徴求する必要がある場合、認可機関の責任者の批准を経て、認可期限を延長することができるが、延長する認可期限は10営業日を超過してはならず、期限延長の理由を投資主体に告知しなければならない。

前款が規定する認可期限は、関連単位の意見を徴求する期間を含むが、コンサルティング機関が評価を行う期間は含めない。

第二十六条 認可機関がプロジェクトを認可する条件は以下の通りである：

- (一) 我が国の法律・法規に違反していない；
- (二) 我が国の関連発展計画・マクロ調整コントロール政策・産業政策および対外開放政策に違反していない；
- (三) 我が国が締結あるいは参加する国際条約・協定に違反していない；
- (四) 我が国の国家利益および国家安全を脅かさない・損ねない。

第二十七条 認可条件に合致するプロジェクトに対して、認可機関は認可し、投資主体に書面の認可文書を発行しなければならない。

認可条件に合致しないプロジェクトに対して、認可しないとの书面通知を発行し、不認可の理由を説明しなければならない。

第二十八条 プロジェクトが関連法律・法規に違反する、関連計画あるいは政策に違反する、関連国際条約あるいは協定に違反する、我が国の国家利益および国家安全を脅かす・損ねる場合、認可機関は意見募集・評価委託などの手順を経ずに、直接認可しないとの決定を下すことができる。

### 第三節 備案の手順および期限

第二十九条 備案管理を実行するプロジェクトの場合、投資主体はネットワークシ

<p>备案表并附具有关文件。其中，投资主体是中央管理企业的，由其集团公司或总公司向备案机关提交；投资主体是地方企业的，由其直接向备案机关提交。</p> <p>项目备案表格式文本及附件清单由国家发展改革委发布。</p> <p>第三十条 项目备案表和附件齐全、符合法定形式的，备案机关应当予以受理。</p> <p>项目备案表或附件不齐全、项目备案表或附件不符合法定形式、项目不属于备案管理范围、项目不属于备案机关管理权限的，备案机关应当在收到项目备案表之日起5个工作日内一次性告知投资主体。逾期不告知的，自收到项目备案表之日起即为受理。</p> <p>备案机关受理或不予受理项目备案表，都应当通过网络系统告知投资主体。投资主体需要受理或不予受理凭证的，可以通过网络系统自行打印或要求备案机关出具。</p> <p>第三十一条 备案机关在受理项目备案表之日起7个工作日内向投资主体出具备案通知书。</p> <p>备案机关发现项目违反有关法律、法规、违反有关规划或政策、违反有关国际条约或协定、威胁或损害我国国家利益和国家安全的，应当在受理项目备案表之日起7个工作日内向投资主体出具不予备案书面通知，并说明不予备案的理由。</p> <p>第四节 核准、备案的效力、变更和延期</p> <p>第三十二条 属于核准、备案管理范围的项目，投资主体应当在项目实施前取得项目核准文件或备案通知书。</p> <p>本办法所称项目实施前，是指投资主体</p>	<p>システムを通じて備案機関にプロジェクト備案表を提出し、併せて関連文書を添付しなければならない。このうち、投資主体が中央管理企業である場合、その集团公司あるいは総会社が備案機関に提出する；投資主体が地方企業である場合、直接備案機関に提出する。</p> <p>プロジェクト備案表の書式・文面および添付文書リストは、国家発展改革委が公布する。</p> <p>第三十条 プロジェクト備案表および添付文書が完全・法定の形式に合致している場合、備案機関は受理しなければならない。</p> <p>プロジェクト備案表あるいは添付文書が完全でない・法定の形式に合致していない・プロジェクトが備案管理の範囲に属さない・プロジェクトが備案機関の管理権限に属さない場合、備案機関は備案表の受領日より5営業日以内に投資主体に一度に告知しなければならない。期限を過ぎて知らせていない場合、備案表の受領日に受理したものとする。</p> <p>備案機関が備案表を受理するあるいは受理しない場合、いずれもネットワークシステムを通じて投資主体に告知しなければならない。投資主体が受理あるいは不受理の証憑が必要な場合、ネットワークシステムを通じて自ら印刷あるいは備案機関に発行を要求することができる。</p> <p>第三十一条 備案機関はプロジェクト備案表の受領日より7営業日以内に投資主体に備案通知書を発行しなければならない。</p> <p>備案機関は、プロジェクトが関連法律・法規に違反する・関連計画あるいは政策に違反する・関連国際条約あるいは協定に違反する・我が国の国家利益および国家安全を脅かすあるいは損ねることを発見した場合、備案表の受領日より7営業日以内に投資主体に備案しないとの書面通知を発行し、併せて備案しない理由を説明しなければならない。</p> <p>第四節 認可・備案の効力・変更および延期</p> <p>第三十二条 認可・備案管理の範囲に属するプロジェクトの場合、投資主体はプロジェクトの実施前にプロジェクト認可文書あるいは備案通知書を取得しなければならない。</p> <p>本弁法でいうプロジェクトの実施前と</p>
---	---



或其控制的境外企业为项目投入资产、权益（已按照本办法第十七条办理核准、备案的项目前期费用除外）或提供融资、担保之前。

第三十三条 属于核准、备案管理范围的项目，投资主体未取得有效核准文件或备案通知书的，外汇管理、海关等有关部门依法不予办理相关手续，金融企业依法不予办理相关资金结算和融资业务。

第三十四条 已核准、备案的项目，发生下列情形之一的，投资主体应当在有关情形发生前向出具该项目核准文件或备案通知书的机关提出变更申请：

- （一）投资主体增加或减少；
- （二）投资地点发生重大变化；
- （三）主要内容和规模发生重大变化；

（四）中方投资额变化幅度达到或超过原核准、备案金额的20%，或中方投资额变化1亿美元及以上；

（五）需要对项目核准文件或备案通知书有关内容进行重大调整的其他情形。

核准机关应当在受理变更申请之日起20个工作日内作出是否同意变更核准的书面决定。备案机关应当在受理变更申请之日起7个工作日内作出是否同意变更备案的书面决定。

第三十五条 核准文件、备案通知书有效期2年。确需延长有效期的，投资主体应当在有效期届满的30个工作日前向出具该项目核准文件或备案通知书的机关提出延长有效期的申请。

核准机关应当在受理延期申请之日起20个工作日内作出是否同意延长核准文件有效期的书面决定。备案机关应当在受理延期申请之日起7个工作日内作出是否同意延长备案通知书有效期的书面决定。

は、投資主体あるいはその支配する国外企業がプロジェクトのために資産・権益を投入（本弁法第十七条に基づき認可・備案済のプロジェクトの初期費用を除く）あるいは融資・担保を提供する前を指す。

第三十三条 認可・備案管理の範囲に属するプロジェクトの場合、投資主体が有効な認可文書あるいは備案通知書を取得していない場合、外貨管理・税関などの関連部門は、法に基づき関連手続を取り扱わず、金融機関は法に基づき関連資金の決済および融資業務を取り扱わない。

第三十四条 認可・備案済のプロジェクトに下記の状況のいずれかが発生した場合、投資主体は関連状況の発生前に当該プロジェクトの認可文書あるいは備案通知書を発行した機関に変更申請を提出しなければならない：

- （一）投資主体が増加あるいは減少した；
- （二）投資地点に重大な変化が発生した；
- （三）主要内容および規模に重大な変化が発生した；

（四）中国側の投資額の変更幅が元の認可・備案金額の20%を超過する、あるいは中国当事者の投資額の変更が1億米ドルおよびそれ以上である；

（五）プロジェクトの認可文書あるいは備案通知書の関連内容に対して重大な調整を行う必要があるその他の場合。

認可機関は、変更申請の受理日より20営業日以内に認可変更に同意するか否かの書面決定を下さなければならない。備案機関は、変更申請の受理日より7営業日以内に變更備案に同意するか否かの書面決定を下さなければならない。

第三十五条 認可文書・備案通知書の有効期限は2年とする。確かに有効期限を延長する必要がある場合、投資主体は有効期限到来の30営業日前までに当該プロジェクト認可文書あるいは備案通知書を発行した機関に有効期限延長の申請を提出しなければならない。

認可機関は、延長申請の受理日より20営業日以内に認可文書の有効期限延長に同意するか否かの書面決定を下さなければならない。備案機関は、延期申請の受理日より7営業日以内に備案通知書の有効期限延長に同意するか否かの書面決定を下さなければ

<p>第三十六条 核准、备案机关应当依法履行职责，严格按照规定权限、程序、时限等要求实施核准、备案行为，提高行政效能，提供优质服务。</p> <p>第三十七条 对核准、备案机关实施的核准、备案行为，相关利害关系人有权依法申请行政复议或提起行政诉讼。</p> <p>第三十八条 对不符合本办法规定条件的项目予以核准、备案，或违反本办法规定权限和程序予以核准、备案的，应当依法予以撤销。</p> <p>第三十九条 核准、备案机关应当按照《政府信息公开条例》规定将核准、备案有关信息予以公开。</p> <p>第四章 境外投资监管</p> <p>第四十条 国家发展改革委和省级政府发展改革部门根据境外投资有关法律法规和政策，按照本办法第十三条、第十四条规定的分工，联合同级政府有关部门建立协同监管机制，通过在线监测、约谈函询、抽查核实等方式对境外投资进行监督检查，对违法违规行为予以处理。</p> <p>第四十一条 倡导投资主体创新境外投资方式、坚持诚信经营原则、避免不正当竞争行为、保障员工合法权益、尊重当地公序良俗、履行必要社会责任、注重生态环境保护、树立中国投资者良好形象。</p> <p>第四十二条 投资主体通过其控制的境外企业开展大额非敏感类项目的，投资主体应当在项目实施前通过网络系统提交大额非敏感类项目情况报告表，将有关信息告知国家发展改革委。</p> <p>投资主体提交的大额非敏感类项目情况报告表内容不完整的，国家发展改革委应当</p>	<p>ならない。</p> <p>第三十六条 認可・備案機関は、法に基づき職責を履行し、規定の権限・手順・期限などの要求に厳格に基づき批准・備案行為を実施し、行政機能を向上させ、良質なサービスを提供しなければならない。</p> <p>第三十七条 認可・備案機関が実施した認可・備案行為に対して、関連利害関係者は法に基づき行政再審査を申請あるいは行政訴訟を提起する権利を有する。</p> <p>第三十八条 本弁法が規定する条件に合致しないプロジェクトに対して認可・備案、あるいは本弁法が規定する権限および手順に違反して認可・備案を受けた場合、法に基づき取り消さなければならない。</p> <p>第三十九条 認可・備案機関は、《政府情報公開条例》の規定に基づき認可・備案に関する情報を公開しなければならない。</p> <p>第四章 国外投資の監督管理</p> <p>第四十条 国家發展改革委および省級政府發展改革部門は、国外投資に関する法律・法規および政策に基づき、本弁法第十三条・第十四条が規定する分担に従い、同級政府の関連部門と共同で協同監督管理メカニズムを構築し、オンラインモニタリング・面談および書面照会・抽出検査による事実確認などの方式を通じて国外投資に対して監督管理検査を行い、規定違反行為に対して処理を行う。</p> <p>第四十一条 投資主体による国外投資方式の刷新・信頼経営原則の堅持・不当競争行為の回避・従業員の合法的権益の保障・当地の公序良俗尊重・必要な社会的責任の履行・生態環境保護への配慮・中国の投資者の良好なイメージの樹立を提唱する。</p> <p>第四十二条 投資主体がその支配する国外企業を通じて大口非センシティブ類プロジェクトを行う場合、投資主体はプロジェクトの実施前にネットワークシステムを通じて大口非センシティブ類プロジェクト状況報告表を提出し、関連情報を国家發展改革委に告知しなければならない。</p> <p>投資主体が提出した大口非センシティブ類プロジェクト状況報告表の内容が完全で</p>
---	---

在收到之日起5个工作日内一次性告知投资主体需要补正的内容。逾期不告知的，视作内容完整。大额非敏感类项目情况报告表格式文本由国家发展改革委发布。

本办法所称大额非敏感类项目，是指中方投资额3亿美元及以上的非敏感类项目。

第四十三条 境外投资过程中发生外派人员重大伤亡、境外资产重大损失、损害我国与有关国家外交关系等重大不利情况的，投资主体应当在有关情况发生之日起5个工作日内通过网络系统提交重大不利情况报告表。重大不利情况报告表格式文本由国家发展改革委发布。

第四十四条 属于核准、备案管理范围的项目，投资主体应当在项目完成之日起20个工作日内通过网络系统提交项目完成情况报告表。项目完成情况报告表格式文本由国家发展改革委发布。

前款所称项目完成，是指项目所属的建设工程竣工、投资标的股权或资产交割、中方投资额支出完毕等情形。

第四十五条 国家发展改革委、省级政府发展改革部门可就境外投资过程中的重大事项向投资主体发出重大事项问询函。投资主体应当按照重大事项问询函载明的问询事项和时限要求提交书面报告。

国家发展改革委、省级政府发展改革部门认为确有必要的，可以公示重大事项问询函及投资主体提交的书面报告。

第四十六条 投资主体按照本办法第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条规定提交有关报告表或书面报告后，需要凭证的，可以通过网络系统自行打印提交完成凭证。

ない場合、国家發展改革委は受領日より5営業日以内に投資主体に補正が必要な内容を一度で告知しなければならない。期限を過ぎて知らせていない場合、内容が完全であると見做す。大口非センシティブ類プロジェクト状況報告表の書式・文面は、国家發展改革委が公布する。

本弁法でいう大口非センシティブ類プロジェクトとは、中国当事者の投資額が3億米ドルおよびそれ以上の非センシティブ類プロジェクトを指す。

第四十三条 国外投資の過程において対外派遣人員の重大な死傷・国外資産の重大な損失・我が国の関連国家との外交関係の損害など、重大な不利となる状況が発生した場合、投資主体は関連状況の発生日より5営業日以内にネットワークシステムを通じて重大不利状況報告表を提出しなければならない。重大不利状況報告表の書式・文面は、国家發展改革委が公布する。

第四十四条 認可・備案管理の範囲に属するプロジェクトの場合、投資主体はプロジェクト完了日より20営業日以内にネットワークシステムを通じてプロジェクト完了状況報告表を提出しなければならない。プロジェクト完了状況報告表の書式・文面は、国家發展改革委が公布する。

前款でいうプロジェクト完了とは、プロジェクトが属する建設工事の竣工・投資対象の持分あるいは資産の引渡・中国当事者の投資額の支払完了などの状況を指す。

第四十五条 国家發展改革委・省級政府发展改革部門は、国外投資の過程における重大事项について投資主体に重大事项照会レターを送付することができる。投資主体は、重大事项照会レターに記載された照会事項および期限の要求に基づき書面報告を提出しなければならない。

国家發展改革委・省級政府发展改革部門が確かに必要であると判断した場合、重大事项照会レターおよび投資主体が提出した書面報告を公示することができる。

第四十六条 投資主体が本弁法第四十二条・第四十三条・第四十四条・第四十五条の規定に基づき関連報告表あるいは書面報告を提出後、証憑が必要な場合、ネットワークシステムを通じて提出完了証憑を自ら

<p>第四十七条 国家发展改革委、省级政府发展改革部门可以根据其掌握的国际国内经济社会运行情况和风险状况，向投资主体或利益相关方发出风险提示，供投资主体或利益相关方参考。</p> <p>第四十八条 投资主体应当对自身通过网络系统和线下提交的各类材料的真实性、合法性、完整性负责，不得有虚假、误导性陈述和重大遗漏。</p> <p>第四十九条 有关部门和单位、驻外使领馆等发现企业违反本办法规定的，可以告知核准、备案机关。公民、法人或其他组织发现企业违反本办法规定的，可以据实向核准、备案机关举报。</p> <p>国家发展改革委建立境外投资违法违规行为记录，公布并更新企业违反本办法规定的行为及相应的处罚措施，将有关信息纳入全国信用信息共享平台、国家企业信用信息公示系统、“信用中国”网站等进行公示，会同有关部门和单位实施联合惩戒。</p> <p>第五章 法律责任</p> <p>第五十条 国家发展改革委工作人员有下列行为之一的，责令其限期改正，并依法追究有关责任人的行政责任；构成犯罪的，依法追究刑事责任：</p> <p>（一）滥用职权、玩忽职守、徇私舞弊、索贿受贿的；</p> <p>（二）违反本办法规定程序和条件办理项目核准、备案的；</p> <p>（三）其他违反本办法规定的行为。</p> <p>第五十一条 投资主体通过恶意分拆项目、隐瞒有关情况或提供虚假材料等手段申请核准、备案的，核准、备案机关不予受理或不予核准、备案，对投资主体及主要责任人处以警告。</p>	<p>印刷することができる。</p> <p>第四十七条 国家發展改革委・省級政府發展改革部門は、その把握している国際・国内経済社会の運営状況およびリスク状況に基づき、投資主体あるいは利益関係者にリスク提示を送付し、投資主体あるいは利益関係者への参考とする。</p> <p>第四十八条 投資主体は、自身がネットワークシステムおよびオフラインを通じて提出した各種資料の真实性・合法性・完全性に責を負い、虚偽・誤解を招く記述および重大な漏洩があってはならない。</p> <p>第四十九条 関連部門および単位・在外大使館・領事館などは、企業が本弁法の規定に違反していることを発見した場合、認可・備案機関に知らせることができる。公民・法人あるいはその他組織は、企業が本弁法の規定に違反していることを発見した場合、事実に基づき認可・備案機関に通報することができる。</p> <p>国家发展改革委は、国外投資の法律・規定違反行為記録を構築し、企業の本弁法の規定に違反する行為および対応する処罰・措置を公布かつ更新し、関連情報を全国信用情報共有プラットフォーム・国家企業信用情報公示システム・「信用中国」ネットなどに組み入れて公示し、関連部門および単位と共同で連合懲戒を実施する。</p> <p>第五章 法的責任</p> <p>第五十条 国家發展改革委の職員に下記の行為のいずれかがあった場合、期限内の是正を命じ、併せて法に基づき関連責任者の行政責任を追及する；犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する；</p> <p>（一）職権乱用・職責軽視・私情による不正・賄賂の要求および受領を行った場合；</p> <p>（二）本弁法が規定する手順および条件に違反してプロジェクトの認可・備案を行った場合；</p> <p>（三）その他の本弁法の規定に違反する行為。</p> <p>第五十一条 投資主体が恣意的にプロジェクトを分割・関連状況を隠蔽あるいは虚偽の資料を提出するなどの手段を通じて認可・備案を申請した場合、認可・備案機関は受理あるいは認可・備案せず、投資主体</p>
--	---

<p>第五十二条 投资主体通过欺骗、贿赂等不正当手段取得项目核准文件或备案通知书的，核准、备案机关应当撤销该核准文件或备案通知书，对投资主体及主要责任人处以警告；构成犯罪的，依法追究刑事责任。</p> <p>第五十三条 属于核准、备案管理范围的项目，投资主体有下列行为之一的，由核准、备案机关责令投资主体中止或停止实施该项目并限期改正，对投资主体及有关责任人处以警告；构成犯罪的，依法追究刑事责任：</p> <p>（一）未取得核准文件或备案通知书而擅自实施的；</p> <p>（二）应当履行核准、备案变更手续，但未经核准、备案机关同意而擅自实施变更的。</p> <p>第五十四条 投资主体有下列行为之一的，由国家发展改革委或投资主体注册地的省级政府发展改革部门责令投资主体限期改正；情节严重或逾期不改正的，对投资主体及有关责任人处以警告：</p> <p>（一）未按本办法第四十二条、第四十三条、第四十四条、第四十五条规定报告有关信息的；</p> <p>（二）违反本办法第四十八条规定的。</p> <p>第五十五条 投资主体在境外投资过程中实施不正当竞争行为、扰乱境外投资市场秩序的，由国家发展改革委或投资主体注册地的省级政府发展改革部门责令投资主体中止或停止开展该项目并限期改正，对投资主体及主要责任人处以警告。</p> <p>第五十六条 境外投资威胁我国国家利益和国家安全的，由国家发展改革委或投资主体注册地的省级政府发展改革部门责令投</p>	<p>におよび主要責任者に警告を与える。</p> <p>第五十二条 投資主体が欺瞞・賄賂などの不当な手段を通じてプロジェクト認可文書あるいは備案通知書を取得した場合、認可・備案機関は当該プロジェクト認可文書あるいは備案通知書を取り消し、投資主体および主要責任者に警告を与えなければならない；犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。</p> <p>第五十三条 認可・備案管理の範囲に属するプロジェクトについて、投資主体に下記の行為のいずれかがある場合、認可・備案機関は投資主体に当該プロジェクトの実施を中止あるいは停止のうえ期限内に是正するよう命じ、投資主体および主要責任者に警告を与えなければならない；犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。</p> <p>（一）認可文書あるいは備案通知書を取得せずに無断で実施した場合；</p> <p>（二）認可・備案変更手続を履行しなければならないが、認可・備案機関の同意を経ずに無断で変更を実施した場合。</p> <p>第五十四条 投資主体に下記の行為のいずれかがある場合、国家発展改革委あるいは投資主体の登記地の省級政府发展改革部門が投資主体に期限内の是正を命じる；状況が重大あるいは期限を過ぎても是正しない場合、投資主体および主要責任者に警告を与える：</p> <p>（一）本弁法第四十二条・第四十三条・第四十四条・第四十五条の規定に基づき関連情報を報告していない場合；</p> <p>（二）本弁法第四十八条の規定に違反した場合。</p> <p>第五十五条 投資主体が国外投資の過程において不当競争行為を実施・国外投資市場の秩序を攪乱した場合、国家発展改革委あるいは投資主体の登記地の省級政府发展改革部門が投資主体に当該プロジェクトの実施を中止あるいは停止のうえ期限内に是正するよう命じ、投資主体および主要責任者に警告を与える。</p> <p>第五十六条 国外投資が我が国の国家利益および国家安全を脅かした場合、国家発展改革委あるいは投資主体の登記地の省級</p>
---	--

<p>資主体中止実施項目并限期改正。</p> <p>境外投資損害我国国家利益和国家安全的，由国家发展改革委或投資主体注册地的省级政府发展改革部門責令投資主体停止實施項目、限期改正并采取补救措施，对投資主体及有关責任人处以警告；构成犯罪的，依法追究刑事责任。</p> <p>投資主体按照本办法第四十三条规定及时提交重大不利情况报告表并主动改正的，可以减轻或免除本条规定的行政处罚。</p> <p>第五十七条 金融企业为属于核准、备案管理范围但未取得核准文件或备案通知书的項目提供融資、担保的，由国家发展改革委通报该违规行为并商請有关金融監管部門依法依規处罚该金融企业及有关責任人。</p> <p style="text-align: center;">第六章 附則</p> <p>第五十八条 各省級政府发展改革部門要加强对本地企业境外投資的指導、服务和監管，可以按照本办法的規定制定具体實施办法。</p> <p>第五十九条 国家发展改革委对省级政府发展改革部門的境外投資管理工作进行指導和監督，对发现的问题及时予以纠正。</p> <p>第六十条 核准、备案机关及其工作人員，以及被核准机关征求意见、受核准机关委托进行评估的單位及其工作人員，依法对投資主体根据本办法提交的材料负有保守商業秘密的義務。</p> <p>第六十一条 事業單位、社会团体等非企业組織对境外开展投資参照本办法执行。</p> <p>第六十二条 投資主体直接或通过其控制的企业对香港、澳門、台湾地区开展投資</p>	<p>政府發展改革部門が投資主体にプロジェクトを中止のうえ期限内に是正するよう命じる。</p> <p>国外投資が我が国の国家利益および国家安全を損害した場合、国家發展改革委あるいは投資主体の登記地の省級政府發展改革部門が投資主体にプロジェクトの實施を停止のうえ期限内に是正し、併せて救済措置を講じるよう命じ、投資主体におよび主要責任者に警告を与える；犯罪を構成する場合、法に基づき刑事責任を追及する。</p> <p>投資主体が本弁法第四十三条の規定に基づき速やかに重大不利状況報告を提出し、併せて自主的に是正した場合、本条が規定する行政処罰を軽減あるいは免除することができる。</p> <p>第五十七条 金融企業が、認可・備案管理の範囲に属するが認可文書あるいは備案通知書を取得していないプロジェクトに融資・担保を提供した場合、国家發展改革委が当該規定違反行為を通報し、併せて関連金融監督管理部門と協議のうえ法に基づき当該金融企業および関連責任者を処罰する。</p> <p style="text-align: center;">第六章 附則</p> <p>第五十八条 各省級政府發展改革部門は、当地企業の国外投資に対する指導・サービスおよび監督管理を強化しなければならず、本弁法の規定に基づき具体的な実施弁法を制定することができる。</p> <p>第五十九条 国家發展改革委は、省級政府發展改革部門の国外投資管理業務に対して指導および監督を行い、発見した問題について速やかに是正する。</p> <p>第六十条 認可・備案機關およびその職員、ならびに認可機關から意見を徴求された・認可機關から評価實施の委託を受けた單位およびその職員は、法に基づき投資主体が本弁法に基づき提出する資料に対して商業秘密を保持する義務を負う。</p> <p>第六十一条 事業單位・社会团体などの非企業組織が国外に対して行う投資は本弁法を参照して執行する。</p> <p>第六十二条 投資主体が直接あるいはその支配する企業を通じて香港・マカオ・台</p>
--	---

<p>的，参照本办法执行。</p> <p>投资主体通过其控制的香港、澳门、台湾地区企业对境外开展投资的，参照本办法执行。</p> <p>第六十三条 境内自然人通过其控制的境外企业或香港、澳门、台湾地区企业对境外开展投资的，参照本办法执行。</p> <p>境内自然人直接对境外开展投资不适用本办法。境内自然人直接对香港、澳门、台湾地区开展投资不适用本办法。</p> <p>第六十四条 法律、行政法规对境外投资管理有专门规定的，从其规定。</p> <p>第六十五条 本办法由国家发展改革委负责解释。</p> <p>第六十六条 本办法自2018年3月1日起施行。《境外投资项目核准和备案管理办法》（国家发展和改革委员会令第九号）同时废止。</p>	<p>湾地区に対して投資を行う場合、本弁法を参照して執行する。</p> <p>投資主体がその支配する香港・マカオ・台湾地区の企業を通じて国外に対して投資を行う場合、本弁法を参照して執行する。</p> <p>第六十三条 国内自然人がその支配する国外企業あるいは香港・マカオ・台湾地区の企業を通じて国外に対して投資を行う場合、本弁法を参照して執行する。</p> <p>国内自然人が直接国外に対して行う投資は、本弁法を適用しない。国内自然人が直接香港・マカオ・台湾地区に対して行う投資は、本弁法を適用しない。</p> <p>第六十四条 法律・行政法規に国外投資の管理に対する特別規定がある場合、その規定に従う。</p> <p>第六十五条 本弁法は、国家發展改革委が解釈の責を負う。</p> <p>第六十六条 本弁法は、2018年3月1日より施行する。《国外投資プロジェクト認可および備案管理弁法》（国家發展改革委員会令第九号）は同時に廃止する。</p>
--	---